



福岡県、福岡市と同時発表

令和6年10月23日
北九州市保健福祉局

報道機関各位

全国“169”の自治体と連携開始!!

「パートナーシップ宣誓制度」に関する連携を拡大します！

北九州市は、「パートナーシップ宣誓制度」を令和元年7月から導入しています。

令和5年4月からは、福岡県と連携協定を締結し、宣誓者の転居に伴う手続負担の軽減を図っています。

この度、新たに、全国169の自治体が連携する「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」へ加入することとなりました。

これにより、さらに多くの自治体間での転居の際の手続きが簡素化され、負担が軽減されます。

記

1 連携開始日

令和6年11月1日(金)

2 連携自治体

計169自治体(別紙のとおり)

3 宣誓者のメリット

- (1)転出自治体への「宣誓書受領証」(宣誓後に交付)の返還は不要です。
- (2)転入自治体での再度の宣誓は不要です。
- (3)転入自治体への申請書類のうち「独身証明書」の提出は不要です。
- (4)転入自治体で「宣誓書受領証」が新たに交付されます。

4 「パートナーシップ宣誓制度」とは

一方又は双方が性的マイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとして日常の生活において協力することを市長に対し宣誓する制度

問合せ先

保健福祉局 人権文化推進課
担当;(課長)小嶺、(係長)高向
電話 093-562-5010

自治体間連携ネットワーク 加入自治体（169自治体）

【都道府県】（19府県）

青森県、秋田県、山形県、茨城県、群馬県、新潟県、富山県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、**福岡県**、佐賀県、大分県

【市町村】（150市町）

秋田県	潟上市
群馬県	渋川市、千代田町、大泉町
埼玉県	さいたま市、川越市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、春日部市、狭山市、羽生市、深谷市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、久喜市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、川島町、松伏町
千葉県	千葉市、流山市
神奈川県	相模原市、横須賀市
新潟県	新潟市、長岡市、三条市、新発田市、村上市、上越市、胎内市
福井県	福井市、敦賀市、小浜市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市
岐阜県	関市、海津市
愛知県	名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、豊田市、西尾市、蒲郡市、犬山市、江南市、小牧市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、豊明市、日進市、田原市、清須市、豊山町、大口町、扶桑町、東浦町、武豊町、幸田町
三重県	いなべ市、伊賀市、明和町
滋賀県	長浜市、近江八幡市、草津市、甲賀市、米原市
京都府	京都市、福知山市、綾部市、亀岡市、向日市、長岡京市、南丹市、木津川市、大山崎町
大阪府	大阪市、堺市、池田市、吹田市、貝塚市、枚方市、茨木市、泉佐野市、富田林市、松原市、大東市
兵庫県	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、三田市、加西市、丹波篠山市、丹波市、南あわじ市、淡路市、宍粟市、たつの市、猪名川町、播磨町
奈良県	大和郡山市、天理市、生駒市、平群町、斑鳩町、川西町
和歌山県	橋本市、新宮市、那智勝浦町、串本町
岡山県	笠岡市
福岡県	北九州市、福岡市、直方市、田川市、古賀市、福津市、粕屋町、香春町、苅田町
佐賀県	唐津市、上峰町
熊本県	熊本市、菊池市
大分県	日田市、豊後大野市